

強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱

制定 令和元年9月18日付ブランド第266号
一部改正 令和2年4月1日付ブランド第644号
一部改正 令和3年4月21日付ブランド第21号

(趣旨)

第1条 島根県における食品製造業は、全市町村に立地する唯一の製造業であり、原材料供給の1次産業から3次産業まで幅広い波及効果の可能性を秘めた、県下全域で地域経済を支える重要な産業である。

本事業ではこの食品製造業において、地域経済を牽引する事業者を育成すべく、販路開拓に向けた新たな挑戦や経営課題の解決に向けた対策、先導的モデルの創出等への支援を行うことで、食料品及び飲料製造事業者（以下「食品等製造事業者」という。）の経営基盤強化を図るものである。

なお、この補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 1次産業

自然界から直接資源を採取する産業で、農畜産業・林業・水産業をいう。

(2) 2次産業

自然界から採取した資源を加工する産業で、鉱工業・製造業・建設業をいう。

(3) 3次産業

目に見えないサービスや情報などの生産を行う産業で、金融業、保険業、卸売業、小売業、サービス業、情報通信業をいう。

(4) 先導的モデル

地域産業の先頭に立って導き、今後の模範となる者をいう。

(5) 商工団体

商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

(6) 支援機関

市町村、農林漁業支援機関、中小企業支援機関、金融機関をいう。

(補助対象及び補助率等)

第3条 補助対象及び補助率等は、別表1のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(流用の禁止)

第4条 別表1の事業種目欄に掲げる①と②に示す対象経費の相互間における流用をしてはならない。

(交付申請)

第5条 事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第2号および別記（1）の取り扱いに定められた書類を

作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 別記（１）－②の事業において、複数の事業者と連携して事業を実施する場合は、連名で申請できるものとする。
- 3 交付申請書に添付すべき書類及び提出の期日は、別に定めるものとする。
- 4 補助事業者は、補助金申請額の算定段階において、消費税及び地方消費税等相当額を補助対象経費から除外して、申請するものとする。

（書類の提出）

第6条 前条、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条、第18条、第19条の規定による書類の提出にあたっては、別記（１）の取り扱いによるものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、第5条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不採択の決定を行い、補助金の交付申請者にその旨通知（様式第3号）するものとする。

（申請の取り下げ）

第8条 規則第7条の規定により申請の取り下げをしようとするときは、様式第4号により知事に提出しなければならない。

（事業の着手時期）

第9条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。

（変更承認申請）

第10条 規則第9条第1項の規定により規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第5号により承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業を実施する地の変更
- (4) 事業の実施期間の延長
- (5) 事業実施主体の事業種目の補助金を増額する場合又は20%を超えて減額する場合
- (6) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (7) その他知事が必要と認める場合

（売買又は請負契約の完了報告）

第11条 補助事業者は事業の実施に当たり、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならない。契約したときには、その内容について速やかに契約完了報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

（事業完了報告）

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了報告書（様式第7号）を行い、速やかに検査を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第8号および別記（１）によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過

した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第11条に規定する通知の様式は、様式第9号とする。

(補助金の支払い)

第15条 補助金は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(財産処分の制限)

第16条 本事業における財産処分の制限は規則第13条第1項の規定によるものとする。

- 2 上記について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に規定する財産については、同令に規定する耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 前号の規定により知事の承認を受けて財産の処分をしたことによる収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 4 規則第13条第1項第4号に規定する「機械及び重要な機器で知事が指定したもの」とは、すべての機械及び器具とする。
- 5 規則第13条第2項の規定に基づく「耐用年数を勘案して知事が定める期間」については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に準ずるものとする。この場合の手続きに要する様式等については、前述の承認基準を参考とし県が別に定めるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第17条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第10号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第18条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について様式第11号による報告を求め、又は調査を行うものとする。

(事業計画達成状況報告)

第19条 補助事業者は、事業実施年度から5年間、毎年度、当該年度における達成状況等を、様式第12号に定めるところにより翌年度の5月末までに報告しなければならない。

(県内中小企業者への優先発注)

第20条 申請者は、補助事業の実施にあたって、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例第4条第2項に基づき、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するよう努めること。

(その他)

第21条 この補助金に関する本要綱に定めるもの以外に必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和元年9月18日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

別表 1-① 補助対象及び補助率等

事業名	強くしなやかな食品産業づくり事業
事業区分	地域中核企業づくり事業
事業種目	① 経営課題解決支援
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生産体制の見直しによる収益率向上のために必要な施設及び機械等の整備 2. 販路拡大に向けた品質管理力向上のために必要な施設及び機械等の整備 3. 販売拡大に向けた社内体制整備のために必要な市場調査、商品開発、研修等の実施 4. その他の経営改善に向けた取り組みのために必要な取り組み
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料費および消耗品費 ・ 印刷費 ・ 広報費 ・ デザイン費 ・ 郵送費 ・ レンタル料 ・ 委託費 ・ 分析・検査費 ・ 工事請負費 ・ 機器購入費 ・ 備品購入費 ・ 修繕費 ・ その他知事が必要と認めるもの
対象としない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ パッケージの印刷など商品の一部となるものの経費 ・ 現に実施し、又は既に終了させた取り組みに係る経費 ・ 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費 ・ 経営施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の付帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。）、緑地帯、圍障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費 ・ 公序良俗に問題のある取り組み又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される取り組み（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業など） ・ 補助事業が国又は県の他の補助金等を活用する取り組み
事業実施主体	食料品・飲料製造事業者
補助率	1/2 以内
補助上限額	1 事業あたり 1,000 千円
補助下限額	なし

別表 1-② 補助対象及び補助率等

事業名	強くしなやかな食品産業づくり事業
事業区分	経済循環拡大支援事業
事業種目	② 地消地産化モデル創出支援
事業内容	<p>地域経済循環の拡大に資する以下の取り組みに係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の開発、技術導入、製造体制の強化に関すること ・商品の地域外販路拡大に関すること ・県産原材料の1次加工及び県外に委託している加工工程の県内製造に関すること ・原材料の県内調達拡大に向けた、生産拡大、新たな産地形成に関すること ・飲食業、観光産業、土産品等による地元での外貨獲得に関すること
対象経費	<p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費（謝金） ・旅費 ・材料費及び消耗品費 ・印刷費 ・広報費 ・委託料（事業費の1/2を上限とする） ・発送費 ・使用料及び借り上げ（リース）料 ※事業年度内にかかるものに限る ・展示会等出展料 ・分析・検査費 <p>【ハード事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負費 ・建築設計費 ・備品購入費 ・修繕費（製造所の建物本体又は機器の修繕に係る経費） ・その他知事が必要と認めるもの
対象としない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費 ・交付決定日より前に発注、購入、契約をしたものに係る経費 ・人件費 ・用地の買収や貸借に要する経費 ・既存施設の取壊し及び撤去に係る経費 ・食料品及び飲料の製造・流通・販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の付帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費 ・代金支払時の金融機関への振込手数料 ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
事業実施主体	食料品・飲料製造事業者
補助対象者 （補助金交付先）	事業実施主体及び島根県内に主たる事業所又は工場を有するネットワーク参加事業者
補助率	1/2 以内
補助上限額	1 事業あたり 10,000 千円
補助下限額	なし

別記（１）－①

① 地域中核企業づくり事業（経営課題解決支援）

第１ 事業の目的

本事業では食品製造業において、地域経済を牽引する中核企業を育成すべく、食品等製造事業者が抱える経営課題の解決への取り組みを支援することにより、食品等製造事業者の経営基盤の強化を図るものである。

第２ 事業の内容

食品等製造事業者が策定する経営計画書に基づき、同事業者が商工団体の伴走のもと実施する商品開発力の向上への取り組みや設備投資など、経営課題解決への取り組みを支援する。

第３ 事業実施主体

食品等製造事業者のうち以下の共通要件を満たすこととする。

【共通要件】

- (1) 中小企業基本法第２条第１項に定義する者のいずれかであるもの。
- (2) 島根県内に主たる事業所又は工場を有するもの。
- (3) みなし大企業（※１）でないこと。
- (4) 島根県税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。

※１ みなし大企業

発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の二以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の二分の一以上を占めている中小企業者をいう。

第４ 事業要件

事業実施主体は、次の要件を全て満たすこととする。

- (1) 事業実施主体は、適正かつ効率的な事業実施とするため、伴走する商工団体を定めること。
- (2) 様式第 1 号の事業実施計画書に沿う経営課題解決に向けた取り組みを行い、事業効果を高めるものであること。

第５ 推進体制

県、事業実施主体及び商工団体並びに支援機関は連携し、一体となり事業の実施にあたるものとする。

第6 実施等の手続き

- 1 募集については、別途定めるところにより実施するものとする。
- 2 事業実施主体が本事業を実施しようとするときは、県が別に定める期日までに、事業採択申請書（別記様式1）、事業実施計画書（様式第1号の①）を商工団体を經由して知事へ提出するものとする。
- 3 県は、提出された事業実施計画書をもとに、別に定める審査の評価を踏まえ当該事業実施主体と協議を行い、適当と認められたときは、これを内諾するものとする。
- 4 事業の内諾を受けた事業実施主体は、交付要綱第5条に基づき、事業実施計画書に補助金交付申請書（様式第2号）と関係書類を添え、商工団体を經由して知事に提出するものとし、県は、審査の上、交付決定をもって事業採択とする。

第7 実績報告

事業実施主体は、本事業の実績報告に際して、実績報告書（様式第1号の①）を作成し、補助金実績報告書（様式第8号）と関係書類を添え、商工団体を經由して知事に提出すること。

第8 事業実施状況報告

事業実施主体は、達成状況報告書（様式第12号）により目標数値の達成状況の報告を、商工団体を經由して知事に提出すること。

第9 支出を証する書類

実績報告書に写しを添える支出を証する書類とは次に掲げるものの原本をいう。

- (1) 印刷費及び広報費並びに郵送費については、事実が確認できる請求明細書、領収書又はこれらに類する書類
- (2) 工事請負費及び修繕費並びに機器・備品購入費については、契約、検収及び支払の関係の書類（入札書類又は見積書、契約書又は請書、仕様書又はカタログ、実施設計書及び出来形設計書、竣工書類及び整備状況写真、竣工検査及び検収書類、請求書、領収書等）又はこれらに類する書類
- (3) 委託費及び分析・試験費並びにデザイン費については、契約、検収及び支払の関係の書類（入札書類又は見積書、契約書又は請書、成果品、検収書類、請求書、領収書等）又はこれらに類する書類
- (4) 研修・会議費については、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、契約書又は請書、納品書、請求書、領収書等）又はこれらに類する書類及び議事録等開催を証する書類
- (5) その他の経費は、(4)に準ずる書類とし、これらにより難しい場合は、実績を証する資料、明細書等及び会計伝票又はこれらに類する書類

第10 その他

- 1 交付要綱に基づき各手続き書類を知事に提出する際は、商工団体を經由して提出すること。
- 2 その他必要な事項については、別途定めるものとする。

別記（１）－②

②地消地産化モデル創出支援

第１ 事業の目的

商品開発力、販売力、経営力に優れた食品等製造事業者の持つ力を、地域の１次産業から３次産業までに波及させることにより、地域経済循環拡大の先導的モデルの創出を図る。

第２ 事業の内容

食料品及び飲料製造業を中心として、１次、２次、３次産業でネットワークに参加する事業者と連携して、域外外貨の獲得、県内製造の拡大、県産原材料使用の拡大を図る取り組みを支援する。

第３ 事業実施主体

本事業の実施主体は、島根県内に主たる事務所又は工場を有する食品等製造事業者とする。

第４ 事業要件

事業実施主体は、次の要件を全て満たすこととする。

- (１) １～３次産業事業者との連携による事業実施主体を含めた２者以上のネットワークを構築すること。
- (２) 事業計画の策定や実施にあたり、支援機関との調整を図ること。
- (３) 事業実施から５カ年内の県産原材料の調達増加額が概ね１,０００万円以上見込まれること。

第５ 推進体制

県、事業実施主体及び支援機関は連携し、一体となり事業の実施にあたるものとする。

第６ 実施等の手続き

- １ 募集については、別途定めるところにより実施するものとする。
- ２ 事業実施主体は、本事業の実施に際して、事業採択申請書（別記様式１）、事業実施計画書（様式第１号の②）を作成し、別途定める期日までに知事に提出すること。
- ３ 県は、事業実施事業計画書をもとに、別に定める審査の評価を踏まえ、当該事業実施主体と協議を行い、適当と認められたときは、これを内諾するものとする。
- ４ 事業の内諾を受けた事業実施主体は、交付要綱第５条に基づき、事業実施計画書に補助金交付申請書（様式第２号）と関係書類を添えて知事に提出するものとし、県は、審査のうえ、交付決定をもって事業採択とする。

第７ 実績報告

事業実施主体は、本事業の実績報告に際して、実績報告書（様式第１号の②）を作成し、補助金実績報告書（様式第８号）と関係書類を添えて知事に提出すること。

第8 事業実施状況報告

事業実施主体は、達成状況報告書（様式第12号）により目標数値の達成状況の報告を知事に提出すること。

第9 支出を証する書類

実績報告書に写しを添える支出を証する書類とは次に掲げるものの原本をいう。

- (1) 広報費並びに郵送費については、事実が確認できる請求明細書、領収書又はこれらに類する書類
- (2) 工事請負費及び修繕費並びに機器・備品購入費については、契約、検収及び支払の関係の書類（入札書類又は見積書、契約書又は請書、仕様書又はカタログ、実施設計書及び出来形設計書、竣工書類及び整備状況写真、竣工検査及び検収書類、請求書、領収書等）又はこれらに類する書類
- (3) 委託費及び分析・試験費並びにデザイン費については、契約、検収及び支払の関係の書類（入札書類又は見積書、契約書又は請書、成果品、検収書類、請求書、領収書等）又はこれらに類する書類
- (4) 研修・会議費については、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、契約書又は請書、納品書、請求書、領収書等）又はこれらに類する書類及び議事録等開催を証する書類
- (5) その他の経費は、(4)に準ずる書類とし、これらにより難しい場合は、実績を証する資料、明細書等及び会計伝票又はこれらに類する書類

第10 その他

- 1 交付要綱に基づき各手続き書類を知事に提出する際は、第7から第9の項に準じ、支援機関を経由して提出すること。
- 2 その他必要な事項については、別途定めるものとする。

(別記様式1) 別記1-①第6、別記1-②第6関係

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業
採択申請書

強くしなやかな食品産業づくり事業実施要綱（別記1-①第6の2、別記1-②第6の2）の規定により、下記のとおり事業を実施したいので採択されたく、事業実施計画書を添えて申請します。

記

1. 事業区分（事業種目）

2. 事業内容 別添「事業実施計画書」のとおり

(様式第1号の①)

令和 年度 強くしなやかな食品産業づくり事業
地域中核企業づくり事業 (経営課題解決支援)
事業実施計画書 (変更事業実施計画書・実績報告書※)

※重要変更時及び実績報告時に実施計画書の内容に変更があった場合は、
変更が発生した項目欄における変更前の計画を()書きし、同欄内に変更後
の内容を記載する。

■企業概要

事業実施主体名			
代表者職・氏名			
住所			
TEL		FAX	
E-mail			
業種		主な製造品	
従業員数	人 (うち役員: 人) (うちパート・派遣: 人)		
組織体制	営業: 人 (うち営業専任者 人) 配送: 人 店舗: 人		
	製造: 人 開発・品管: 人 総務・事務: 人 その他: 人		

■実施体制

事業実施主体主担当 (原則として経営者)	(役職) (氏名)
商工団体担当者	(団体名) (役職) (氏名)

■計画概要

--

■添付書類 (採択申請時)

県税の滞納がないことを証明する書類	会社パンフレット、定款等
誓約書 (様式第13号)	直近2期の決算報告書
位置図・現況写真	機器等のカタログ、仕様書、規模決定根拠
見積等積算根拠 (2社以上)	その他知事が必要と認める書類

■添付書類 (実績報告時)

事業施行に係る成果書類及び写真	財産管理台帳
利用計画書 (管理運営規定等)	支出を証する書類の写し

■ 経営計画

(千円)

	前期 (年 月期)	今期 (年 月期)	来期 (年 月期)	来々期 (年 月期)
売上高①	0	0	0	0
うち仕入商品売上				
売上原価②				
うち商品仕入額				
うち原材料費				
うち人件費				
うち外注費				
うち減価償却費				
売上高総利益③ (①-②)				
販売管理費④				
うち人件費				
うち減価償却費				
営業利益⑤ (③-④)				
従業員数 (人)				
うち役員・正社員				
うちパート・非正規				

■ 経営課題の抽出

※該当項目に○を付けてください

【経営全般】	【製造・生産】	【販売・商品】
採用・人材確保	生産性向上	既存取引先販売拡大
人材育成	品質管理	新規顧客開拓
事業承継・後継者	衛生管理	新規エリア開拓
労務管理	製造技術	新商品開発
働き方改革への対応	原材料調達	商品改良
売上高総利益率向上	技術承継	デザイン・ネーミング
営業利益率向上	設備投資・設備更新	食品表示
経費節減	生産量拡大	店舗運営
金融・資金繰り	歩留まり向上	ネット販売・通販
知的財産		海外販路
環境対策		物流
		営業ノウハウ
その他 (具体的に)	その他 (具体的に)	その他 (具体的に)

■ 経営課題解決

※課題を整理して解決の優先順位の高い順にテーマを記入ください

テーマ	課題の具体的内容	解決方法	解決時期	解決に必要な経費			経費の調達方法	
				合計額(千円)	項目	金額(千円)	調達先	金額(千円)
①				0			自己資金 借入金 補助金等 その他	
②				0			自己資金 借入金 補助金等 その他	
③				0			自己資金 借入金 補助金等 その他	
④				0			自己資金 借入金 補助金等 その他	
補助対象合計				0			自己資金 借入金 補助金等 その他	

販売計画

(千円)

販売計画			アイテム別								取引先別課題チェック							
前期	0千円		アイテム1	アイテム2	アイテム3	アイテム4	アイテム5	アイテム6	アイテム7	その他	新規①	新規②	取引先	①窓口：取引先の担当者との関係は良好か	②商流：機会先はあるか、対応は問題ないか	③物流：物流ルートはあるか、リードタイムは問題ないか	④(特に新規候補の場合) コネクションはあるか	
今期	0千円		前期	0	0	0	0	0	0	0	0	0						取引先1
来期	0千円		今期	0	0	0	0	0	0	0	0	0						取引先2
来々期	0千円		来期	0	0	0	0	0	0	0	0	0						取引先3
			来々期	0	0	0	0	0	0	0	0	0						取引先4
取引先別																		
取引先1	前期	0	前期											取引先1				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											取引先2				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											取引先3				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											取引先4				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											取引先5				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											取引先6				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											その他				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											新規①				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											新規②				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											アイテム別課題チェック				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											①取引先1～6に売上の上位から取引先名を記入ください	7番目以降及び少額(概ね5%未満)取引先は「その他」にまとめてください	業態、エリアはプルダウンメニューから選択ください	②アイテム別の売上の上位からアイテム名を記入ください	8番目以降及び少額(概ね5%未満)取引先は「その他」にまとめてください
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											③取引先別、アイテム別の前期～来々期の販売目標を千円単位で記入ください	④アイテム別の納入価格設定率及び粗利率を記入ください (不明な場合はだいたいの見込みで結構です)	⑤取引先別、アイテム別の課題があれば、該当欄に「×」を記入ください		
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											①取引先1				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											取引先2				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											取引先3				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											取引先4				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											取引先5				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											取引先6				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											その他				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											新規①				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											新規②				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											①取引先1～6に売上の上位から取引先名を記入ください	7番目以降及び少額(概ね5%未満)取引先は「その他」にまとめてください	業態、エリアはプルダウンメニューから選択ください	②アイテム別の売上の上位からアイテム名を記入ください	8番目以降及び少額(概ね5%未満)取引先は「その他」にまとめてください
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											③取引先別、アイテム別の前期～来々期の販売目標を千円単位で記入ください	④アイテム別の納入価格設定率及び粗利率を記入ください (不明な場合はだいたいの見込みで結構です)	⑤取引先別、アイテム別の課題があれば、該当欄に「×」を記入ください		
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											①取引先1				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											取引先2				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											取引先3				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											取引先4				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											取引先5				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											取引先6				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											その他				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											新規①				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											新規②				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											①取引先1				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											取引先2				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											取引先3				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											取引先4				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											取引先5				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											取引先6				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											その他				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											新規①				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											新規②				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											①取引先1～6に売上の上位から取引先名を記入ください	7番目以降及び少額(概ね5%未満)取引先は「その他」にまとめてください	業態、エリアはプルダウンメニューから選択ください	②アイテム別の売上の上位からアイテム名を記入ください	8番目以降及び少額(概ね5%未満)取引先は「その他」にまとめてください
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											③取引先別、アイテム別の前期～来々期の販売目標を千円単位で記入ください	④アイテム別の納入価格設定率及び粗利率を記入ください (不明な場合はだいたいの見込みで結構です)	⑤取引先別、アイテム別の課題があれば、該当欄に「×」を記入ください		
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											①取引先1				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											取引先2				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											取引先3				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											取引先4				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											取引先5				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											取引先6				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											その他				
	来々期	0	来々期															
エリア	前期	0	前期											新規①				
	今期	0	今期															
業態	来期	0	来期											新規②				

(様式第1号の②)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業補助金 事業実施計画書

兼 実績報告書 (※)

※実績は各項目の欄内に朱書きにより記載すること

■事業区分		経済循環拡大支援事業		
■事業種目		地消地産化モデル創出支援		
■プロジェクト名 (事業実施主体が行う事業名)				
■事業実施主体名		■住所		
■代表者職・氏名		■従業員数	人	
■担当者職・氏名				
■ネットワークの概要 (必要に応じて行を挿入)				
事業者名	産業区分	住所	代表者職・氏名 担当者職・氏名	ネットワークでの役割
■プロジェクト推進にあたり相談している支援機関				
支援機関名		担当者名		
電話番号		メールアドレス		
■プロジェクトの目的と概要説明 (●項目ごとに簡潔に記載)				
●現状				
●課題				
●目的				
●概要				

■プロジェクトの内容、実施スケジュール

(該当に☑及び内容等を具体的に記載)

- 商品の開発、技術導入、製造体制の強化に関すること
- 商品の地域外販路拡大に関すること
- 県産原材料の1次加工及び、県外に委託している加工工程の県内製造に関すること
- 原材料の県内調達拡大に向けた、生産拡大、新たな産地形成に関すること
- 飲食業、観光産業、土産品等による地元での外貨獲得に関すること

ソフト事業

年 月	内 容

ハード事業

年 月	内 容

■ハード事業における施設用地（設置場所）の確保状況 (該当に☑と住所を記載)

- 自社用地 (住所：)
- 借地 (住所：)
- その他 () (住所：)

■ネットワークによる実施体制 (ネットワーク事業者の役割分担と関係性を図示)

■今回取り組むプロジェクトによる収支目標 (内訳は添付資料として添付)						
(単位：千円)	現状 (年月)	1年度目 (年月)	2年度目 (年月)	3年度目 (年月)	4年度目 (年月)	5年度目 (年月)
①売上額						
②売上原価						
③売上総利益 (①-②)						
④販売費・一般 管理費						
⑤営業利益(③- ④)						
■プロジェクトによる5か年内の新たな雇用目標数 (該当に☑及び数値を記入)						
<input type="checkbox"/> 正規職員 人 <input type="checkbox"/> 契約職員 人 <input type="checkbox"/> パート 人 <input type="checkbox"/> 予定なし						
■自社商品で活用する県産原材料の調達量・調達額目標 (必要に応じて行を挿入)						
原材料名	現状 (年月)	1年度目 (年月)	2年度目 (年月)	3年度目 (年月)	4年度目 (年月)	5年度目 (年月)
	(調達量)					
	(調達額)					
	(調達量)					
	(調達額)					
	(調達量)					
	(調達額)					
■補助対象経費 (下表①②の合計)				円		
■補助金申請額				円		
■資金の調達方法 (該当に☑)				<input type="checkbox"/> 自己資金 <input type="checkbox"/> 金融機関等借入 <input type="checkbox"/> その他		
■補助対象経費内訳 (消費税及び地方消費税を除いた額)						
ソフト事業						
内 容	経費 (単位：円)		積算根拠			
合 計		①				
ハード事業						
内 容	経費 (単位：円)		規模・規格	必要性根拠		

提出書類一覧表

地消地産化パッケージモデル事業 地消地産化モデル創出支援

書類名	応募時		交付申請時		完了報告時		実績報告時	
	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード
1 事業実施計画書 兼 実績報告書(様式第1号の②)	○	○	○※1	○※1			○	○
2 プロジェクトによる収支目標の内訳	○	○	○※2	○※2				
3 事業実施主体の定款(協議会等の場合は規約、構成員名簿)	○	○						
4 会社案内(企業パンフレット)	○	○						
5 島根県税の納税等の証明書	○※3	○※3						
6 直近2期の決算報告書(個人の場合は青色申告決算書等)	○※4	○※4						
7 ネットワーク事業者等の同意書(様式任意)	○	○						
8 暴力団等排除に関する誓約書(様式第13号)	○	○						
9 見積書等の積算根拠資料	○	○	○	○※5	○	○		
10 実施位置図、現況写真		○						
11 整備する機器等のカタログ、仕様書、規模決定根拠		○						
12 交付申請書(様式第2号)			○	○				
13 契約完了報告書					○			
14 完了報告書(様式第7号)					○	○		
15 契約書					○	○		
16 納品書、検収書類、請求書					○	○		
17 金融機関振込受領書、領収書					○	○		
18 成果品					○			
19 実施状況写真(実施前、実施後)、実施・出来高設計書						○		
20 財産管理台帳(様式第10号)						○		
21 利用計画書(管理運営規程等)						○		
22 実績報告書(様式第8号)							○	○

※1 応募時の計画内容を変更した場合は提出する。

※2 応募時の収支目標値を変更した場合は提出する。

※3 証明書は島根県東部又は西部県民センターが発行するもの。

※4 決算報告書がない設立後2年未満の事業者は、事業計画書及び収支予算書を提出する。

※5 見積書は2社以上のものを提出する。

(様式第2号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を
交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業区分(事業種目)
2. 事業内容及び経費 別添「事業実施計画書」のとおり
3. 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

(様式第3号)

指令ブランド第 号

補助金交付決定通知書

名 称

代表者氏名 様

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

令和 年 月 日

島根県知事 印

記

補助年度	令和 年度
事業区分(事業種目)	
補助対象金額	円
交付決定額	円
交付条件	裏面のとおり。

(様式第3号 裏面)

交付条件

- 1 本事業に要する経費及びこれに対応する補助金の額は、申請書記載のとおりとする。
ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 2 補助金の額の確定は、補助対象事業に要した実支出額に交付要綱第3条に規定する補助率を乗じて得た額、又は補助金の交付決定額のいずれか低い額とする。
- 3 申請者は、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱を遵守しなければならない。
- 4 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても補助金事業の目的に従って、適切に使用し、管理しなければならない。
- 5 申請者は、前号の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部に融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、知事の承認を受けたものとする。

(様式第4号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 補助金交付申請取り下げ書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で交付決定のあったこの事業について、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

1 事業区分（事業種目）

2 交付決定通知額 金 円

3 取り下げ理由

(様式第5号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名
(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり変更したいので、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第10条の規定により、申請します。

記

1 事業区分（事業種目）

--

2 変更内容

変 更 前	変 更 後

※ 上記の各欄に変更内容の概要を記入し、さらに詳しくわかるものを任意の書式により添付すること。

3 変更理由

--

(様式第6号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 契約完了報告書

このことについて、下記のとおり契約を締結しましたので、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第11条の規定により、報告します。

記

契約名称	
契約年月日	令和 年 月 日
契約事業者名	
契約事業者住所	
契約金額	円(税込)
契約方法(該当に☑)	<input type="checkbox"/> 一般競争入札 <input type="checkbox"/> 指名競争入札 <input type="checkbox"/> 随意契約

一般競争入札又は指名競争入札による契約の場合

入札年月日	令和 年 月 日
入札参加事業者数	
入札予定価格	円(税込)
落札価格	円(税込)

随意契約の場合

見積書徴取日	令和 年 月 日
見積事業者名	見積額
	円(税込)
	円(税込)
	円(税込)
随意契約とした理由	

添付書類

- ①契約書または請書など契約書類の写し
- ②徴取した見積書の写し

(様式第7号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 完了報告書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で交付決定があったこの事業について、下記のとおり完了したので、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分(事業種目)

2 内容

総事業費	補助金	着工(着手)年月日	竣工(完了)年月日
円	円	令和 年 月 日	令和 年 月 日

3 添付書類

- ①実施状況写真(実施前、実施後)
- ②支出を証する書類
- ③財産管理台帳(様式第10号)

(様式第8号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 実績報告書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で交付決定のあったこの事業について、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業区分(事業種目)

2 実績 別添「実績報告書」のとおり

(様式第9号)

指令ブランド第 号

補助金額確定通知書

名 称

代表者氏名

様

令和 年 月 日付けで提出された令和 年度強くしなやかな食品産業づくり
事業補助金実績報告書に基づき、令和 年 月 日付け指令ブランド 号によ
る交付決定通知に係る補助金の額 円については、補助金等交付規
則第11条の規定により、金 円に確定します。
なお、精算額 円を別途支払います。

令和 年 月 日

島根県知事

印

(様式第10号)

財 産 管 理 台 帳

事業実施年度		令和 年度		事業名		強くしなやかな食品産業づくり							
事業区分(事業種目)									事業実施主体名				
事業の内容			工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		適用	
内容	施工箇所 または 設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年月日	承認年月日	処分の内容	
						補助金	自社	その他					
合計	—	—	—	—					—	—	—	—	—

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入。
3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(様式第 1 1 号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 遂行状況報告書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で補助金の交付決定があったこの事業について、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第 1 8 条の規定により、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

事業区分 (事業種目)	総事業費	事業の遂行状況			
		月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの	
		事業費	出来高比率	事業費	完了予定年月日
	円	円	%	円	令和 年 月 日

(様式第12号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名
(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 目標数値の達成状況報告書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で補助金の交付決定があったこの事業について、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第19条の規定により、下記のとおり目標数値の達成状況を報告します。

記

1 補助事業の実施年度 令和 年度

2 事業の成果(該当に○及び数値を記入) (令和 年 月末時点)

	新商品数の増加(新商品数 アイテム)
	新たな販路開拓・取引の増加(新販路数 件)
	現時点では、具体的な成果はない
	その他()
	売上額の増加(数値は下表3で具体的に記載)※1
	雇用の増加(正規雇用増加 名、非正規雇用増加 名)

3 経営状況と収支目標の状況 ※2 (単位:千円)

	項目	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
経営体の総売上高※3	実績値					
経営体の総営業利益※3	実績値					
本事業による売上高	目標値					
	実績値					
本事業による営業利益	目標値					
	実績値					

4 県産原材料の調達 ※1

原材料名	項目	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
	調達量					
	調達額					
	調達量					
	調達額					
	調達量					
	調達額					

※1 補助事業が「地消地産化モデル創出支援」の場合は記載してください。

※2 直近の決算書を添付してください。

※3 経営体の総売上高・総営業利益（実績値）について、直近の決算期の数値を記載してください。

(様式第13号)

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

(※共同申請の場合は連名で記載)

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力の一員であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。